

セミセルフPOSレジ及びキャッシュレス決済端末

導入業務 公募型プロポーザル実施要綱

1. 趣旨

本業務は、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の優先交渉権者として選定する。

2. 業務概要

(1) 業務名

セミセルフPOSレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務

(2) 業務内容

別紙「セミセルフPOSレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合もある。

3. 提案限度額

3,444,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該金額には、運用開始予定日から令和8年3月31日までの設置・導入、初期設定、運用・保守費用を含む。また、これら以外で仕様を満たすために必要な費用があれば料金に含むこと。

※見積金額が限度額を上回る場合は、審査の対象としない。

また、最低制限価格については設定しない。

4. 履行期間

(1) 構築期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで（初期設定および操作研修含む）

※ただし、設置スケジュールについては、町と受託者で協議の上決定する。

(2) 運用・保守業務

利用開始日（令和8年2月を予定）から令和8年3月31日まで

※以降は別途契約による

(3) 指定納付受託業務

利用開始日（令和8年2月を予定）から令和8年3月31日まで

※以降は別途契約による

5. 参加資格

参加表明書提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 国税及び地方税のいずれも滞納していないこと。
- (6) POS レジの調達事業者とキャッシュレス決済事業者が異なり、共同で企画提案する場合は、構成する企業それぞれが上記の条件を全て満たすこと。
- (7) 過去 3 年以内に、国または地方公共団体における POS レジ及びキャッシュレス決済端末導入・保守業務を 1 件以上行っているもの。

6. スケジュール・提出書類

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 公募要項の公表 | 令和 7 年 10 月 31 日（金） |
| (2) 質問の受付締切 | 令和 7 年 11 月 10 日（月） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 7 年 11 月 17 日（月） |
| (4) 参加表明書締切 | 令和 7 年 11 月 19 日（水） |
| (5) 企画提案書、見積書提出締切 | 令和 7 年 11 月 21 日（金） |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和 7 年 11 月 27 日（木） 予定 |
| (7) 最終審査結果の通知 | 令和 7 年 12 月 1 日（月） 予定 |
| (8) 契約締結 | 令和 7 年 12 月 3 日（水） 予定 |

提出書類		内容・留意事項	様式	提出部数
1	参加表明書		様式 1	正本 1 部
2	会社概要	参加表明書提出時点の状況を記載すること。	様式 2	正本 1 部

3	業務実績調書	1件以上	様式3	正本1部
4	質問書	メールにて提出すること。	様式4	1部
5	質問書回答	メールにて回答。		
6	企画提案書届出書	提案者名、提出年月日を記載すること。	様式5	正本1部
7	企画提案書	副本には会社名やロゴマーク、担当者名など、提案者が特定できる情報は記載しないこと。	任意様式	正本1部 副本6部
8	見積書	見積内容の詳細は任意様式にて提出すること。	様式6、任意様式	正本1部
9	キャッシュレス決済手数料	導入後の決済手数料について記載すること。	任意様式	正本1部

7. 提出書類に記載する内容

(1) 企画提案書

(ア) 1者1提案とし、企画書の規格はA4版(A3折込可)、文字ポイントは11ポイント以上(図表中に使用する文字についてはこの限りではない)とし、別紙「仕様書」の内容や以下の内容を踏まえたうえで、図や表などを用いてわかりやすく簡潔に記載すること。

(イ) 仕様書に定めのない事項で、土庄町に適すると思われる機能や提案などがあれば、予算の範囲内で実装可能か別途費用が必要かも含めて記載すること。

(2) 見積書および見積内容

(ア) 仕様書の仕様を満たす機器の導入費、設置設定作業および機器の保守費用(令和8年3月31日まで)を積算すること。また、キャッシュレス決済種別ごとに初期設定費用等が必要となる場合は、仕様書で必須としている決済サービスおよびブランドについて積算すること。

(イ) 任意様式で令和8年4月1日から令和9年3月31日までの運用保守費用を提出すること。

(ウ) 上記以外で仕様を満たすために必要な費用(令和8年3月31日まで)があれば料金に含むこと。

(エ) 税抜価格で表記すること。

(3) キャッシュレス決済手数料

(ア) 導入後、仕様書で必須としている決済サービスおよびブランドについて、ク

レジットカード決済および電子マネー決済それぞれレンタサイクル使用料 2,000 円/件で 500 件/月とした場合のキャッシュレス決済手数料と月額基本料金等がかかる場合はその費用も併せて積算すること。

(イ) 税抜価格、消費税額、税込価格を併せて表記すること。

8. 審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして実施する。プロポーザルの評価項目は(ウ)に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

(1) プレゼンテーション審査

参加表明書を提出した者を対象にプレゼンテーション、デモンストレーションおよび質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション、デモンストレーション審査においては、パワーポイントの使用を認める。プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とする。

(ア) 実施日

令和7年11月27日(木) 予定

※日程、時間等の詳細については、参加表明書に記載のメールアドレスに別途連絡する。

※ Web 参加の場合、オンライン会議システム (Zoom) を使用する。

(イ) 時間配分

プレゼンテーションおよびデモンストレーション 30 分

質疑応答 10 分間

※提案するシステムのデモンストレーションを実施すること。また、必要な機材は各自用意すること。

(ウ) 審査基準点

審査項目	配点 (満点)
全体評価	15 点
セミセルフレジ	50 点
キャッシュレス決済端末	15 点
指定納付受託者制度	25 点
保守・サポート・研修等	45 点
独自提案・意欲評価	25 点
実績	5 点
価格評価	20 点
合計	200 点

(2) 候補者の決定

(ア) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者は、評価点の合計点が最も高い者とする。

最終選考結果は、各者宛てに文書で通知する。

(イ) その他

参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が全体の60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

9. その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせは応じない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「応募辞退届」(様式7)を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - (ア) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - (イ) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - (エ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

10. 担当窓口

土庄町役場 商工観光課

〒761-4192

香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2

電話：0879-62-7004

メール：kanko@town.tonosho.lg.jp